

大阪市規則第41号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
別表（第2条関係） [表 別紙2 挿入]	別表（第2条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表健康局の項の改正規定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表健康局の項の規定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医に係る部分に限る。）は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

- この規則による改正前の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて適用日から附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に前項に規定する規定の適用を受ける職員に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

[別表 別紙1]

所管	区分	報酬額	
[同左]			
経済戦略局	芸術文化の振興に関する施策の推進に係る指導及び助言等の業務を行う者	時間額	5,200円
	[同左]	[同左]	[同左]
財政局	滞納整理業務についての指導及び助言等の業務を行う者	月額	1週間当たりの勤務時間が30時間である者 413,600円
			1週間当たりの勤務時間が22時間30分である者 310,200円
			1週間当たりの勤務時間が15時間である者 206,800円
			1週間当たりの勤務時間が7時間30分である者 103,400円
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			
健康局	[同左]	[同左]	[同左]
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく判	日額	10,580円。ただし、1件を超える

	定、診察等の業務を行う精神保健指定医		判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,580円</u> を加算した額とする。
	[同左]	[同左]	[同左]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	<u>10,390円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			
教育委員会事務局 (学校その他の教育機関を含む。)	[同左]	[同左]	[同左]
	学校園における教職員の健康診断等を行う産業医	月額	<u>20,000円</u> (教職員が50人以上である場合にあつては、 <u>28,000円</u>)
	学校医(内科の医師に限る。)	月額	<u>38,500円</u> (当該学校園の幼児、児童又は生徒の人数が、301人以上600人以下である場合にあつては、 <u>39,600円</u> 、601人以上である場合にあつては、 <u>42,700円</u>)
	学校医(眼科、耳鼻咽喉科又は歯科の医師に限る。)	月額	<u>30,600円</u> (当該学校園の幼児、児童又は生徒の人数

			が、301人以上600人以下である場合にあっては、 <u>31,400円</u> 、601人以上である場合にあっては、 <u>33,900円</u>)
	学校薬剤師	月額	<u>23,300円</u>
<u>行政委員会事務局</u>	選挙事務に関する指導及び助言等を行う行政委員会事務局顧問	時間額	5,000円

[別表 別紙2]

所管	区分	報酬額	
[略]			
経済戦略局	大阪城天守閣の学芸業務に関する指導及び助言等を行う経済戦略局顧問	月額	291,200円
	芸術文化の振興に関する施策の推進に係る指導及び助言等の業務を行う者	時間額	5,200円
	[略]	[略]	[略]
財政局	税財政業務に関する指導及び助言等を行う財政局顧問	時間額	5,000円
	滞納整理業務についての指導及び助言等の業務を行う者	月額	1週間当たりの勤務時間が30時間である者 413,600円
			1週間当たりの勤務時間が22時間30分である者 310,200円
1週間当たりの勤務時間が15時間である者 206,800円			
1週間当たりの勤務時間が7時間30分である者 103,400円			
[略]	[略]	[略]	
[略]			
健康局	[略]	[略]	[略]
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく判	日額	10,930円。ただし、1件を超える

	定、診察等の業務を行う精神保健指定医		判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,930円</u> を加算した額とする。
	[略]	[略]	[略]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	<u>11,070円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]			
教育委員会事務局 (学校その他の教育機関を含む。)	[略]	[略]	[略]
	学校園における教職員の健康診断等を行う産業医	月額	<u>21,700円</u> (教職員が50人以上である場合にあつては、 <u>30,000円</u>)
	学校医(内科の医師に限る。)	月額	<u>40,600円</u> (当該学校園の幼児、児童又は生徒の人数が、301人以上600人以下である場合にあつては、 <u>41,800円</u> 、601人以上である場合にあつては、 <u>45,100円</u>)
	学校医(眼科、耳鼻咽喉科又は歯科の医師に限る。)	月額	<u>32,400円</u> (当該学校園の幼児、児童又は生徒の人数

			が、301人以上600人以下である場合にあっては、 <u>33,100円</u> 、601人以上である場合にあっては、 <u>35,800円</u>)
	学校薬剤師	月額	<u>26,100円</u>
[削る]			